

茨木市不登校児童生徒支援室設置要綱

(設置)

第1 心理的、情緒的原因又は発達課題によって登校できない状況にある児童生徒に対して、集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を援助すること及び自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立していけるよう支援することを目的に、茨木市不登校児童生徒支援室（以下「支援室」という。）を設置する。

(名称)

第2 支援室の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 ふれあいルーム

(2) 位置 茨木市駅前四丁目6番16号 茨木市教育センター内

(業務内容)

第3 支援室は、茨木市教育センター（以下「教育センター」という。）における教育相談事業の一環として、次の事業を行う。

(1) 教育相談

(2) 自主活動

(3) 体験活動

(4) 学習援助

(5) 集団生活への適応指導

(6) その他必要と認められる事項

(対象児童生徒)

第4 支援室の対象者は、茨木市内在住の児童生徒で、心理的、情緒的原因又は発達課題によって登校できない状況にあるものとする。

(開設時間)

第5 開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

(休業日)

第6 支援室の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 茨木市小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和33年茨木市教育委員会規則第1号）第2条第1項第1号から5号までに規定する休業日

(4) 教育センター所長が休業日と定めた日

(指導者)

第7 支援室の指導者として、担当指導主事1名及び不登校適応指導相談員2名を置く。

2 前項の指導者に加えて、ふれあいアドバイザー及び加配教員を置くことができる。

(不登校児童生徒支援室推進委員会)

第8 支援室における児童生徒への適切な指導援助の推進に資するため、教育センターに茨木市不登校児童生徒支援室推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 教育センター所長 1名

(2) 「ふれあいルーム」担当指導主事 1名

(3) 不登校適応指導相談員 2名

(4) 教育センター相談員 1名

(5) 前各号に掲げる者のほか所長が必要と認める者

(在籍校との連携)

第9 教育センター所長は、必要があると認められるときは、入室者の出席状況及び学習状況等を、在籍校の校長に連絡するとともに学級担任と情報交換を行い、その連携に努めるものとする。

2 支援室の円滑な運営を図るために、大阪府吹田子ども家庭センター等関係機関との連携を密にするものとする。

(その他)

第10 この要綱の実施に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成7年12月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。